# 令和３年度長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業（創業支援事業）に係る主な変更点について

令和２年度の制度設計から一部変更となっている部分がございますので、下記のとおり、主な変更点につきましてご説明いたします。

ご不明な点がございましたら、事務局までお問合せくださいますよう、宜しくお願いいたします。

記

## １．補助対象者・事業

（１）従来の創業予定者に加え、事業承継予定者も対象となりました。
（類型を「創業型」、「事業承継型」の２種類としております。）

（２）「事業承継型」については、親族内外問わず、また一部譲渡等も対象としています。

（３）「事業承継型」については、事業期間内（最長１２月３１日まで）に代表者の変更、個人事業の開業、法人の新設または事業の統合を行うことを要件としています。

（４）「事業承継型」については、代表者交代前または事業統合前と比較して、付加価値額の向上が見込めることを要件としています。

**※「事業承継型」の案件がある場合は、申請書類の作成前に必ず事前にご相談ください。**

## ２．様式

（１）「(様式第１号）交付申請書」
「創業型」、「事業承継型」の選択項目を新設しています。

（２）「(様式第２号）事業計画書」
３ヶ年の収支計画について、「創業型」、「事業承継型」で別紙とし、「事業承継型」については、過去２年間の事業実績を踏まえるとともに付加価値の算出を行う項目を設けています。